

吉野町骨髄移植ドナー支援事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（平成24年法律第90号）第2条第5項の規定により公益財団法人日本骨髄バンク（以下「骨髄バンク」という。）が実施する骨髄・末梢血幹細胞提供あつせん事業において骨髄または末梢血幹細胞（以下「骨髄等」という。）の提供を行つたものに対し、予算の範囲内において吉野町骨髄移植ドナー支援事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、当該提供を行つた者の経済的負担の軽減を図り、もつて骨髄等の移植を推進することを目的とする。

(対象者)

第2条 助成金の交付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 骨髄ドナー（骨髄バンクを介して骨髄等の提供を完了した者をいう。）
- (2) 骨髄等を提供した日において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本町の住民基本台帳に記録されている者

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、助成金の対象としない。

- (1) 吉野町暴力団排除条例（平成24年吉野町条例第1号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）または同条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (2) 助成金の交付申請に係る骨髄等の提供に対し、他の自治体等が実施する同様の助成金の交付を受けた者

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、2万円に次に掲げる日数の総数を乗じて得た額とし、1回の骨髄等の提供につき14万円を限度とする。ただし、骨髄等の採取のた

めの手術又はこれに関連した医療処置によつて生じた健康被害に係る通院及び入院に要した日数を除くものとする。

- (1) 健康診断のための通院（医師等の面談を含む。）日数
- (2) 自己血貯血のための通院（医師等の面談を含む。）日数
- (3) 骨髄等の採取のための入院（医師等の面談を含む。）日数
- (4) 前3号に掲げるもののほか、骨髄バンク又は医療機関が必要と認める通院、入院又は面談に要した日数

（交付申請）

第4条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、骨髄等を提供した日から1年以内に吉野町骨髄移植ドナー支援事業助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 骨髄バンクが発行する骨髄等の提供に係る通院、入院及び面談をした日を証する書類
- (2) 前号に掲げるもののほか町長が必要と認める書類

（交付決定等）

第5条 町長は、前条の規定による申請を受理したときは、速やかに内容の審査を行い、助成金の交付を決定したときは吉野町骨髄移植ドナー支援事業助成金交付決定通知書（様式第2号）により、助成金を交付することが適当でないと認めたときは吉野町骨髄移植ドナー支援事業助成金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（助成金の交付）

第6条 町は、前条の規定により助成金の交付決定を受けた者（以下「助成決定者」という。）に対し、遅滞なく、吉野町骨髄移植ドナー支援事業助成金交付申請書兼請求（様式第1号）に記載された口座に吉野町骨髄移植ドナー支援事業助成金交付決定通知（様式第2号）記載の交付決定額を振り込み、交付するものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第7条 町長は、助成決定者が次のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) その他この要綱に違反したとき。

2 町長は、前条の規定による助成金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、助成決定者に対し、吉野町骨髓移植ドナー支援事業助成金返還命令書（様式第4号）により期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行し、同日以降に骨髓等の提供を受けた者について適用する。